

研究開発を支援します！（二次募集）

自ら排出する産業廃棄物の排出抑制、再生利用、減量などに関する技術や廃棄物等の循環資源を使用したリサイクル製品の研究開発に対して補助を行います。

事業概要について

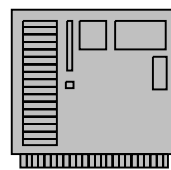
1. 事業内容

(1) 次の①又は②のいずれかに該当する事業であることが必要です。

- ①産業廃棄物の排出の抑制、再生利用（リサイクル）及び減量等を目的とする技術の研究開発
- ②廃棄物等の循環資源を使用する製品の研究開発

(2) 補助対象経費（消費税は補助対象外）

- ①廃棄物の排出抑制、再生利用（リサイクル）、減量技術等の研究開発または循環資源を使った製品の開発に必要な試験研究費用で、試作開発費、機械装置費／工具器具費、人件費、その他研究開発費、委託費、事務費とします。
- ②事業者の単独研究だけでなく、複数の事業者や大学等試験研究機関との共同による研究や委託研究に要する費用も含まれます。
- ③次のような事業は補助対象となりません。
 - ・既存の技術や製品の模倣にすぎないもの
 - ・機械装置や工具器具等の購入のための申請と認められるもの
 - ・外部技術の導入のみの場合



2. 補助対象者

- (1) 県内に事業所を置く事業者であること（以下「県内事業者」といいます。）。
- (2) 直接又は間接の構成員の3分の2以上が県内事業者で構成される法人格のある団体

3. 補助率及び補助限度額

補助率 3分の2以内

補助限度額 700万円（県の予算の範囲内で交付）

<申込みについて>

事業内容の詳細については、下記お問い合わせ先までご連絡ください。
令和6年 9月30日（月）まで応募を受け付けています。

（お問い合わせ先）

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30

奈良県環境森林部 廃棄物対策課 一般廃棄物係

TEL：0742-27-8746（直通） FAX：0742-22-7482

<https://www.pref.nara.jp/12646.htm>

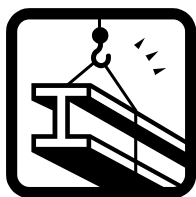
設備導入を支援します！（二次募集）

自ら排出する産業廃棄物の排出抑制、再生利用（リサイクル）、減量に係る設備機器の整備に対して補助を行います。

事業概要について

1. 事業内容

- 自ら排出する産業廃棄物の排出抑制、再生利用（リサイクル）及び減量に係る設備機器の整備
 - ※設備の導入にあたり、法令上の許可等が必要な場合は、その取得が補助の前提となります。
- 補助対象経費（消費税は補助対象外）
 - ①廃棄物の排出抑制、再生利用、減量に必要な設備機器の整備及びそれに伴う施設の整備に要する費用で、機械装置費、施設整備費、委託費等とします。
 - ②次のような事業は補助対象となりません。
 - ・リース・割賦による整備
 - ・他用途への転用が容易な機械装置
 - ・既存施設・設備の更新



2. 補助対象者

- (1) 県内に事業所を置く事業者であること（以下「県内事業者」といいます。）。
- (2) 直接又は間接の構成員の3分の2以上が県内事業者で構成される法人格のある団体

3. 補助率及び補助限度額

補助率 4分の1以内

補助限度額 1,000万円（県の予算の範囲内で交付）

<申込みについて>

事業内容の詳細については、下記お問い合わせ先までご連絡ください。
令和6年 9月30日（月）まで応募を受け付けています。

（お問い合わせ先）

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30

奈良県環境森林部 廃棄物対策課 一般廃棄物係

TEL：0742-27-8746（直通） FAX：0742-22-7482

<https://www.pref.nara.jp/12646.htm>